銀行等による過剰貸付の防止を求める意見書

2016年(平成28年)9月16日 日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

- 1 金融庁は、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において、銀行、信用金庫、信用組合等の金融機関(以下「銀行等」という。)が貸金業者による保証を付した消費者向け貸付けを行う際には、改正貸金業法の趣旨を踏まえて、原則として、借入残高が年収の3分の1を超えることとなるような貸付けを行わないようにすべきことを明記すべきである。
- 2 銀行等は、貸金業者による保証を付した消費者向け貸付けを行う際には、貸金業法13条の2に規定するいわゆる総量規制など貸金業法の趣旨を踏まえて、原則として、借入残高が年収の3分の1を超えることとなるような貸付けを行わないようにするなど、銀行等による貸付けが顧客にとって過剰な借入れとならないように、顧客の実態を踏まえた適切な審査態勢を構築すべきである。
- 3 国は、貸金業法13条の2等の規定を改正する等により、貸金業者が自ら貸付けを行う場合のほか、銀行等の行う貸付けに保証を付す場合についても総量規制の対象とすべきである。

第2 意見の理由

1 貸金業法等の改正による成果等

返済しきれないほどの借金を抱えてしまう「多重債務者」の増加が、深刻な社会問題(「多重債務問題」)となったことから、これを解決するため、出資法の上限金利を引下げるとともに、借り過ぎ・貸し過ぎの防止のための「総量規制」として、借入残高が年収の3分の1を超える場合には新規の借入れができなくなることなどを定める貸金業法等の改正が行われた(平成18年12月改正法成立、平成20年6月完全施行)。

上記の法改正から、これまでの間に、5社以上無担保無保証借入の残高がある人の数は171万人(平成19年3月末)から12万人(平成28年3月末)へと、また自然人自己破産の新受件数は16万5932件(平成18年)から6万3844件(平成27年)へと、いずれも大幅に減少している。改正貸金

業法の成果として、多重債務者は着実に減少してきた。

さらに、多重債務が原因とみられる自殺者数も、1973人(平成19年)から667人(平成27年)へと大幅に減少している。多重債務対策は、自殺対策としても機能している。

このような貸金業法等の改正の成果を後退させるようなことがあってはならないのであり、今後とも、我が国における消費者金融(消費者向け貸付け)の在り方は、上記の改正法の趣旨を踏まえたものとして、構築されていく必要がある。

2 銀行等による貸付けの増加

ところで,このところ,上記の法改正による総量規制の対象外とされた銀行 等による消費者向け貸付けが,急激に増えている傾向がみられる。

国内銀行の個人向け貸出しにおいて、住宅資金以外の「その他ローン」のうち、「カードローン等残高」は、3兆5442億円(平成25年3月)から5兆1227億円(平成28年3月)と、短期間で急増した。

これに伴い、大手消費者金融会社においては、貸付残高に比較して、保証事業残高が顕著に増えている。例えば、平成28年3月期、アコム株式会社では貸付残高(無担保)が約7582億円であるのに対して保証事業残高は約8857億円、SMBCコンシューマー・ファイナンス株式会社では貸付残高(無担保)が約7288億円であるのに対して保証事業残高は約1兆0798億円と、貸付残高(無担保)よりも、むしろ保証事業残高の方が大きい。

こうして、銀行等による消費者向け貸付けについて、貸金業者の保証が付されていることが多くなっている。その中で、もし仮に、貸金業者が、総量規制により、自らは貸付けを行うことができないような顧客に対し、銀行等が貸付けを行うことにつき、保証を付すことによって、銀行等の貸付けが実行され、それが顧客にとって過剰な借入れとなるケースが生じているとすれば、改正貸金業法の趣旨を没却するものといわざるを得ない。

現に、銀行等による消費者向け貸付けについて、例えば、「銀行のカードローンは改正貸金業法による総量規制の対象外です」「最大500万円 所得証明書一切不要」「借入限度額300万円までは収入証明書不要」「専業主婦の方でもOK」などのように、貸金業法による総量規制の対象外であることを強調したり、借入れの際に収入証明が不要であることを強調した宣伝・広告がされていることがある。

その結果、銀行等による貸付けにおいて、借入残高が年収の3分の1を超えることとなるような貸付けの契約が締結され、それが、顧客にとって過剰な借

入れとなるケースが増えているのではないか、という懸念がある。

3 アンケートの結果

当連合会調査では、平成28年6月から7月に(回答期限7月15日まで)、 弁護士会を通し、多重債務相談を担当した弁護士に対して、「銀行の個人向け 貸付け(カードローン)に関するアンケート調査」を実施し、手持ちの債務整 理(自己破産・個人再生・任意整理)案件(過去3年以内に受任したものを目 処とする)の中で、銀行等の消費者向け貸付けが単独で、又は他の銀行等・貸 金業者・信販会社の貸付けと合計して債務者の年収の3分の1を超えるものに つき、回答を求めた。

その結果、153件の回答が寄せられた。その中には、例えば、次のようなも のがあった。①借入当時の年収が356万円の40代女性に対し、銀行が43 3万円を貸し付けたケース、借入れはこの銀行借入のみ(平成26年10月頃 に自己破産で受任),②借入当時の年収が220万円の60代女性に対し、銀 行が500万円を貸し付けたケース、借入れはこの銀行借入のみ(平成27年 7月頃に自己破産で受任),③借入当時の年収が160万円の60代男性に対 し、銀行が無担保ローン226万円を貸し付けたケース(平成26年頃に任意 整理で受任),④借入当時の年収が226万円の50代男性に対し,銀行が無 担保ローン960万円を貸し付けたケース(平成27年3月に自己破産で受 任),⑤借入当時の年収が150万円の50代男性に対し、銀行が無担保ロー ン270万円を貸し付けたケース、⑥借入当時無収入であったにもかかわら ず、300万円の銀行無担保ローンの貸付けが行われ、借入れの際収入証明の 提出を求められなかったケース(50歳代男性。平成27年7月個人再生手続 で受任。), ⑦借入当時無収入だったにもかかわらず銀行無担保ローンを合計 170万円借り入れたケース、貸金業者、信販会社からの借入れを断られた後 で、収入証明の提出も求められないまま銀行から借り入れた(50歳代女性。 平成28年6月ころ任意整理手続で受任)などである。

以上のようなアンケート結果によれば、銀行等の行う消費者向け貸付けにおいて、貸金業法による総量規制の適用がないことを奇貨として、年収の3分の1を超える貸付けが行われ、顧客にとって、過剰な借入れとなるケースが少なからず存在することは明らかである。

4 総量規制の趣旨

改正貸金業法13条の2において、借入残高が年収の3分の1を超えること となる貸付け(個人過剰貸付契約。同条2項)を原則として禁止する、いわゆ る総量規制を導入したのは、同条1項の「返済能力を超える貸付け」に当たる か否かを判断する基準の1つとされたものである。

年収の3分の1を超える借入れであっても、返済期間内に完済することが合理的に見込まれ、健全な資金ニーズと認められるような例外的な場合については、「当該顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約」として内閣府令(貸金業法施行規則10条の23)で定めるものとした上で、これらの例外を除き、借入残高が年収の3分の1を超えることとなる契約は、原則として「返済能力を超える貸付け」に当たるから、これを禁止する必要があるというのが、改正貸金業法の趣旨であったと考えられる。

このような観点からすれば、総量規制の対象外とされた銀行等の貸付けについても、借入残高が年収の3分の1を超えることとなるような貸付けの契約を締結することは、例外的な事情が認められない限り、顧客の返済能力を超える貸付けに当たること、それ自体には変わりはないはずである。

この点、金融庁は、「主要行等向けの総合的な監督指針」Ⅲ-6-3「消費者向け貸付けを行う際の留意事項」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅱ-7「消費者向け貸付けを行う際の留意点」の中で、「銀行が消費者向け貸付けを行う場合、適切な審査や厳しい取立ての防止など、改正貸金業法(平成22年6月施行)における多重債務の発生抑制の趣旨や利用者保護等の観点を踏まえ、所要の態勢が整備されることが重要である。」とし、「また、貸金業者による保証を付した銀行等による貸付けには、改正貸金業法第13条の2に規定するいわゆる総量規制等、同法の適用はないが、顧客保護やリスク管理の観点から、本項に規定している所要の態勢整備を図ることが重要である。」としている。

そして、金融庁は、「主な着眼点」として、「改正貸金業法の趣旨を踏まえた適切な審査態勢等の構築」を求め、「銀行による貸付けが顧客にとって過剰な借入れとならないよう顧客の実態を踏まえた適切な審査態勢が構築されているか。」を問題にしている。

そうすると、銀行等による貸付けについては、いわゆる総量規制の適用はないとしても、「銀行による貸付けが顧客にとって過剰な借入れとならないよう顧客の実態を踏まえた適切な審査態勢」を構築することなく、安易に、借入残高が年収の3分の1を超えることとなるような貸付けの契約を締結することは、「改正貸金業法の趣旨」に反するものとして、許されないというべきである。

5 多重債務問題の再燃のおそれ

近年、貸金業者による保証を付した銀行等の貸付けが急激に増えていること

は上記のとおりであるが、このような銀行等による貸付けにおいて、総量規制の対象外であることを奇貨として、借入残高が年収の3分の1を超えるような貸付けが安易に行われていたのでは、改正貸金業法の趣旨を没却し、今後、多重債務問題の再燃を招くおそれもある。

これまで、自然人自己破産の新受事件数は、改正貸金業法の成立以来、一貫して減少を続けてきたが、平成27年には、12か月中、5か月において、前年同月比100%を超えるようになった(年間を通すと前年比97.9%)。そして、平成28年5月現在、前年同月累計比101.6%となっている。自然人自己破産の新受事件数には、下げ止まりの傾向がみられる。

このように、自然人自己破産の新受事件数の下げ止まりの傾向がみられることについては、貸金業者の保証を付した銀行等の消費者向け貸付けが増加している中で、銀行等による貸付けが顧客にとって過剰な借入れとなっていることが、影響を与えている可能性が高い。

それを示唆するのが、破産事件・個人再生事件における債権者の属性が変化していることである。当連合会の「2014年破産事件及び個人再生事件記録調査」によれば、例えば、破産事件における債権者の属性については、登録貸金業者が67.51%(2008年)から45.47%(2014年)へと減少しているのに対し、保証会社が6.33%(2008年)から15.10%(2014年)へと増加している。

また、個人再生事件における債権者の属性については、登録貸金業者が75.41% (2008年) から58.42% (2014年) へと減少しているのに対し、民間金融機関が7.55% (2008年) から11.76% (2014年) へ、保証会社が6.85% (2008年) から13.00% (2014年) へと増加している。

これまでに築き上げてきた貸金業法等の改正の成果を後退させることなく, 我が国における消費者金融(消費者向け貸付け)の在り方を,上記の改正法の 趣旨を踏まえたものとして,構築していくためにも,銀行等による貸付けが顧 客にとって過剰な借入れとならないように対策することは,急務である。

なお、消費者が債務の返済に窮した場合の対応としては、別途、借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネットとしての貸付け等が検討されるべきである。

6 結論

(1) 金融庁は、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において、銀行等が貸金業者の保証が付されてい

る消費者向け貸付けを行う際には、改正貸金業法の趣旨を踏まえて、原則として、借入残高が年収の3分の1を超えることとなるような貸付けを行わないようにすべきことを明記すべきである。

銀行等には、総量規制の適用はないとしても、借入残高が年収の3分の1 を超えることとなるような貸付けが原則として顧客の返済能力を超えると 考えられることは、銀行等の行う消費者向け貸付けについても妥当すること は明らかだからである。

(2) そして、銀行等は、貸金業者の保証が付されている消費者向け貸付けを行う際には、貸金業法13条の2に規定するいわゆる総量規制など貸金業法の趣旨を踏まえて、原則として、借入残高が年収の3分の1を超えることとなるような貸付けを行わないようにするなど、銀行等による貸付けが顧客にとって過剰な借入れとならないように、顧客の実態を踏まえた適切な審査態勢を構築すべきである。

銀行等に対しては、すでに、現行の「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において、銀行等が消費者向け貸付けを行う際には、「改正貸金業法の趣旨を踏まえて」「銀行による貸付けが顧客にとって過剰な借入とならないように」することが求められているところであるが、改正貸金業法の総量規制の趣旨を踏まえれば、借入残高が年収の3分の1を超えることとなるような貸付けは、原則として顧客の返済能力を超えるものであり、「顧客にとって過剰な借入」となると考えられるからである。

(3) 国は、貸金業法13条の2等の規定を改正する等により、貸金業者が自ら貸付けを行う場合のほか、銀行等の行う貸付けに保証を付す場合についても総量規制の対象とすべきである。

なお、現状の信用情報機関の取り扱う情報でも、「総量規制対象債権」の ほか、「保証契約債権」の残高が登録されているのであり、貸金業者は、銀 行等の金融機関の行う貸付けにより、借入残高が顧客の年収の3分の1を超 えることとなるか否かを知り得る立場にあるから、上記のような立法をする ことは、充分に可能であると考える。

以上

銀行の個人向け貸付け(カードローン)に関するアンケート調査結果

2016年(平成28年)12月2日 日本弁護士連合会

第1 アンケートの目的及び方法

日本弁護士連合会では、銀行の個人向け貸付け(カードローン)が借り手に とって過剰な借入れとなっている事例が生じていないかを調査するため、多重 債務相談を担当した会員を対象に、以下のとおりアンケート調査を実施した。

実施期間は、本年6月から7月15日まで、実施対象者は、多重債務相談を担当した会員、回答方法は、手持ちの債務整理(自己破産・個人再生・任意整理)案件(過去3年以内に受任したものを目処とする。)の中で、銀行の個人向け貸付け(カードローン)が単独又は他の銀行・貸金業者・信販会社の貸付けと合計して債務者の年収の3分の1を超えるなど、銀行の与信に問題があると思われるものについて所定の回答用紙に記入いただくことで回答を得た。

本調査に対し、153件の回答が寄せられた。

第2 アンケートの回答内容

1 借入時の年収

100万円以下 19人 100万円超 200万円以下 44人 200万円超 300万円以下 38人 300万円超 400万円以下 22人 400万円超 500万円以下 16人 500万円超 600万円以下 4人 600万円超 700万円以下 1人 700万円超 800万円以下 3人 800万円超 900万円以下 0人 900万円超1000万円以下 0人 1000万円超 1人

2 銀行の個人向け貸付け(カードローン)残高

100万円以下 43人

100万円超 200万円以下 27人

200万円超 300万円以下 22人 300万円超 400万円以下 15人 400万円超 500万円以下 15人 500万円超 600万円以下 7 人 600万円超 700万円以下 4 人 700万円超 800万円以下 2人 800万円超 900万円以下 2 人 900万円超1000万円以下 2人 1000万円超 8 人 6 人 不明

3 銀行からの借入時の状況

- (1) 貸金業者・信販会社からの借入れを断られた後で,銀行から借入れをした。 5件
- (2) 銀行から50万円以上の借入れをするとき、収入証明の提出を求められることなく、借入れができた。

3 2 件

(3) 銀行からの借入金額が、単独で(1件だけで)、当時の年収の3分の1を超えていた。

6 5 件

(4)銀行からの借入金額と、借入当時の他の銀行・貸金業者・信販会社からの借入を合計すると、当時の年収の3分の1を超えていた。

95件

4 主な事例等

- (1) 借入当時の年収が356万円の40代女性に対し、銀行が433万円を貸し付けたケース。借入れはこの銀行借入れのみ。平成26年10月頃に自己破産で受任。
- (2) 借入当時の年収が220万円の60代女性に対し、銀行が500万円を貸し付けたケース。借入れはこの銀行借入れのみ。平成27年7月頃に自己破産で受任。
- (3) 借入当時の年収が160万円の60代男性に対し、銀行が無担保ローン2 26万円を貸し付けたケース。平成26年頃に任意整理で受任。
- (4) 借入当時の年収が226万円の50代男性に対し、銀行が無担保ローン9

- 60万円を貸し付けたケース。平成27年3月に自己破産で受任。
- (5) 借入当時の年収が150万円の50代男性に対し、銀行が無担保ローン270万円を貸し付けたケース。
- (6) 借入当時無収入であったにもかかわらず、300万円の銀行無担保ローンの貸付けが行われ、借入れの際収入証明の提出を求められなかったケース。 50代男性。平成27年7月個人再生で受任。
- (7) 借入当時無収入だったにもかかわらず、銀行無担保ローンを合計170万円借り入れたケース。貸金業者・信販会社からの借入れを断られた後で、収入証明の提出も求められないまま銀行から借り入れた。50代女性。平成28年6月頃任意整理で受任。

第3 アンケートの回答における主な特記事項等

- 1 「最初は50万円枠のカードローンを勧めて契約をさせて、返済に困って増 枠を申し込んだところ、証書貸付けに切替えている。その際に、目立った与信 審査をしたことは窺われない。借り入れて返済を繰り返していることはカード ローンの実績から明らかなのに、カードローンの5倍もの貸付額に至っており、 与信審査が機能していないと思われる。」
 - ※ 借入時の年収150万円,銀行の借入残高270万円。貸金業者・信販会 社からの借入れを断られた後で,銀行から借入れをした。銀行からの借入金 額が,単独で(1件だけで),当時の年収の3分の1を超えていた。
- 2 「消費者金融を保証会社とし、そのグループの銀行は無人の借入機を設置し、 収入証明の提出をさせないなど、やっていることは消費者金融と同じなのに総 量規制の対象にならないのはおかしい。詐欺グループが審査が甘いことにつけ 込んで借りさせるケースもあり、その温床となっている。」
 - ※ 借入時の年収200万円,銀行の借入残高240万円。貸金業者の借入残 高40万円。銀行からの借入金額が,単独で(1件だけで),当時の年収の 3分の1を超えていた。
- 3 「キャッシュカード発行と同時にローンカードを発行されていることから、 銀行でローンカードを使って借入れをする際の年収は、全く問われない。(預 金がある時代にローンカードを作っている。)」
 - ※ 借入時の年収400万円,銀行の借入残高100万円,貸金業者の借入残 高100万円,信販会社の立替え300万円。銀行から50万円以上の借入 れをするとき,収入証明の提出を求められることなく,借入れができた。銀 行からの借入金額と,借入当時の他の銀行・貸金業者・信販会社からの借入

れを合計すると、当時の年収の3分の1を超えていた。

- 4 「収入,年齢から,返済可能性が低いのに,過剰に貸付け。分割弁済の申出 にも,柔軟な対応がない。特定調停を申し立てたが不成立となり,訴訟され, 経過利息もとられて,分割和解した。土地があったため,破産できなかった。」
 - ※ 借入時の年収160万円,銀行の借入残高226万円。60代男性。銀行から50万円以上の借入れをするとき,収入証明の提出を求められることなく,借入れができた。銀行からの借入金額が,単独で(1件だけで),当時の年収の3分の1を超えていた。
- 5 「平成25年頃に銀行に融資の相談に行ったところ収入面で借入れを断られた。平成26年12月頃、同じ銀行から電話があり、ローンの借換えの勧誘を受けた。同銀行から、同月100万円(証書貸付)借入れ、130万円(証書貸付)借入れ、極度額10万円(当座貸越契約)締結。」
 - ※ 借入時の年収180万円、銀行の借入残高290万円。40代女性。銀行から50万円以上の借入れをするとき、収入証明の提出を求められることなく、借入れができた。銀行からの借入金額が、単独で(1件だけで)、当時の年収の3分の1を超えていた。
- 6 「同一の信用組合で、①住宅ローン1600万円、②200万円、③100 万円の貸付けをしている。」
 - ※ 借入時の年収400万円、銀行の借入残高2100万円(住宅ローン1600万円を含む)。銀行から50万円以上の借入れをするとき、収入証明の提出を求められることなく、借入れができた。銀行からの借入金額が、単独で(1件だけで)、当時の年収の3分の1を超えていた。
- 7 「当初から、銀行の借入枠が250万円あり、本人が驚いた。すでにクレジット会社2社に借入れがあった(300万円)」
 - ※ 借入時の年収500万円、銀行の借入残高255万円。銀行からの借入金額が、単独で(1件だけで)、当時の年収の3分の1を超えていた。
- 8 「もともとキャッシング利用者だったが、銀行カードなら多く借りられるといううわさを聞いて、借りている。目的なく貸すのは、貸金業者と変わらない。」
 - ※ 借入時の年収300万円、銀行の借入残高360万円。貸金業者・信販会社からの借入れを断られた後で、銀行から借入れをした。銀行から50万円以上の借入れをするとき、収入証明の提出を求められることなく、借入れができた。銀行からの借入金額と、借入当時の他の銀行・貸金業者・信販会社からの借入れを合計すると、当時の年収の3分の1を超えていた。
- 9 「すでに4年以上病気で働けない状態にあったにもかかわらず、簡単に借入

れができたと述べており、本当に驚いた。すべて、銀行・信金からの借入れで、 いずれもネット支店からの借入れになっていた。」

- ※ 借入時の年収0円(失業して無職状態。親の援助で生活していた。),銀行の借入残高345万円。銀行から50万円以上の借入れをするとき,収入証明の提出を求められることなく,借入れができた。銀行からの借入金額が,単独で(1件だけで),当時の年収の3分の1を超えていた。
- 10 「すでに年収(500万円)相当の負債(銀行無担保ローン500万円) をおっているにかかわらず、その後更に銀行(2行)より無担保ローン(計3 00万円)が貸し付けられた。年収の1.6倍におよぶ、債務全部が大手都市 銀行の無担保ローンである。」
 - ※ 借入時の年収500万円、銀行の借入残高800万円。平成28年8月個 人再生で受任。銀行からの借入金額と、借入当時の他の銀行・貸金業者・信 販会社からの借入れを合計すると、当時の年収の3分の1を超えていた。

第5 まとめ

1 本アンケート調査の結果

本アンケートに対する回答では、「借入時の年収」が300万円を超える者は47人である。また、600万円を超える者はわずか5人に過ぎない(前記第201)。

他方,「銀行の借入残高」が100万円を超える者は104人いる。さらに, 200万円を超える者が77人にも及んでいる(前記第2の2)。

また、「銀行からの借入金額が、単独で(1件だけで)、当時の年収の3分の1を超えていた」とする回答が65件あった(前記第2の3)。

さらに、「銀行からの借入金額と、借入当時の他の銀行・貸金業者・信販会 社からの借入れを合計すると、当時の年収の3分の1を超えていた」とする回 答が95件あった(前記第2の3)。

本アンケートの回答における「主な事例」(前記第2の4)や,「特記事項等」(前記第3)については、上記のとおりである。また、本アンケートの回答者に対し、一部、追加の聞き取り調査を行い、債務の具体的内容等を整理したものは、別紙のとおりである。

本アンケート調査によれば、最近では、銀行の行う貸付けが、顧客にとって 過剰な借入れとなり、債務整理(自己破産・個人再生・任意整理)に至ること が少なからずあることは、明らかである。

2 今後の課題

本アンケートは、もともと、第1に記載のとおり、弁護士会員に対し、手持ちの債務整理(自己破産・個人再生・任意整理)案件の中で、銀行の与信に問題があると思われるものにつき、回答を求めたものである。

そのため、本アンケートに対する回答では、銀行の与信に問題があると思われる事例が多くを占める(ほとんど全てである)ことは、必然的な結果でもある。

本アンケート調査からは、例えば、「銀行の個人向け貸付け(カードローン)の中で、与信に問題があると思われる事例がどのくらいの割合を占めているか」や、「最近の債務整理(自己破産・個人再生・任意整理)案件の中で、銀行の個人向け貸付け(カードローン)が主な要因となっている事例がどのくらいの割合を占めているか」ということは、分からない。これらは、今後の課題である。

以上

銀行の個人向け貸付け(カードローン)に関するアンケート調査のお願い

日本弁護士連合会

(アンケート調査の目的)

改正貸金業法(平成22年6月完全施行)により、貸金業者に対する総量規制が 導入され、5社以上の貸金業者から借入れをしている多重債務者の数は激減しまし たが、一方では、銀行の個人向け貸付け(カードローン)が増加しています。中に は「総量規制の対象外」「改正貸金業法の対象外」「専業主婦の方でもOK」「収 入証明不要」といった広告をしているケースもあるようです。

そこで、銀行の個人向け貸付け(カードローン)が借り手にとって過剰な借入れとなっている事例が生じていないかを調査するため、多重債務相談を担当した会員を対象に、アンケート調査を実施します。手持ちの債務整理(自己破産・個人再生・任意整理)案件(過去3年以内に受任したものを目処とします。)の中で、銀行の個人向け貸付け(カードローン)が単独で、又は他の銀行・貸金業者・信販会社の貸付けと合計して債務者の年収の1/3を超えるものがあれば、債務者の収入と債務の内容等を御回答ください。

今後,このアンケート調査の結果も踏まえて,銀行の貸付けについても,総量規制の対象とする必要がないかどうか等,検討していきたいと考えています。

複数の御回答をいただける場合は、大変お手数おかけいたしますが、回答用紙を 適宜コピーして御利用いただけますよう、よろしくお願いいたします。

御提供いただいた情報及び個人情報は、当連合会のプライバシーポリシーに従い 厳重に管理いたします。なお、状況に応じ、本アンケート調査の内容につき、再度 お問い合わせをさせていただくことがあります。

(アンケート調査の利用方法)

このアンケートは以上の目的で行いますので、個人が特定されないような形で、 回答内容を集計して、その集計結果を、当連合会や各地の弁護士会、弁護士会が主 催、参加する集会等で報告したり、多重債務問題を検討する関係機関へ送付したり することがあります。

(アンケート調査回答の送付先) 日本弁護士連合会人権第二課 山崎

ファクシミリの場合: FAX03-3580-2896

・郵送の場合 : 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3

弁護士会館 15 階

・電子メールの場合 : E-mail: yamazakik@nichibenren.or.jp

銀行の個人向け貸付け(カードローン)に関するアンケート調査(回答締切:2016年7月15日) ◆回答先:日弁連人権第二課 山崎宛(FAX:03-3580-2896) 銀行の個人向け貸付け(カードローン)に関するアンケート調査(回答用紙) 回答日 年 月 日 回答者 弁護士 (登録番号 1 債務者の年齢、性別、依頼日、債務整理の方針について ③は具体的に御記入いただき、①②④については該当する番号1つに○を付け てください。 ① 年 齢 20歳代 30歳代 3 40歳代 4 50歳代 60歳代 5 70歳代以上 6 ② 性 別 男性 1 2 女性 ③ 債務整理を依頼された時期: _ 年 月頃 ④ 債務整理の方針 自己破産 2 個人再生 3 任意整理 債務者の収入 ①依頼を受けたときの債務者の年収について、御記入ください。 依頼を受けたときの年収:約________万円(税込) ②債務者の年収について、銀行からの借入れをした時と比較して、大きな変動 があったときは、借入れ時の年収を御記入ください (特に大きな変動がなけれ ば御記入は不要です。)。 借入れ時の年収:約 万円(税込)

銀行の個人向け貸付け(カードローン)に関するアンケート調査(回答締切:2016 年 7 月 15 日) ◆回答先:日弁連人権第二課 山崎宛(FAX:03-3580-2896) 相手方(債権者)について 債務額の合計額および、その債権者の内訳を以下に御記入ください。 債務額合計 約 万円のうち, 債権者(借入先) 債務額(単位:万円) 1 銀行等(銀行・信金・信組)からの借入れ〔 ※保証人(保証会社)が銀行等へ代位弁済したことによる求償金債務を含む。 2 貸金業者・信販会社からの借入れ ※銀行へ代位弁済したことによる求償金債務を含まない。 3 信販会社の立替え(クレジット) 万円] 4 その他(政府系金融機関・労金・農協・漁協ほか) 万円) 銀行からの借入時の状況 該当するものがあれば,すべてに○を付けてください(複数回答可)。 貸金業者・信販会社からの借入れを断られた後で、銀行から借入れを 1 銀行から50万円以上の借入れをするとき、収入証明の提出を求めら 2 れることなく、借入れができた。 銀行からの借入金額が、単独で(1件だけで)、当時の年収の1/3 3 を超えていた。 銀行からの借入金額と、借入れ当時の他の銀行・貸金業者・信販会社 からの借入れを合計すると、当時の年収の1/3を超えていた。 特記事項 5 銀行の与信審査に関する問題点につき、特記事項があれば記載してください。

銀行の与信審査に関する問題点につき、特記事項があれば記載してください。

※御協力いただきありがとうございました。

(アンケート調査回答の送付先) 日本弁護士連合会人権第二課 山崎

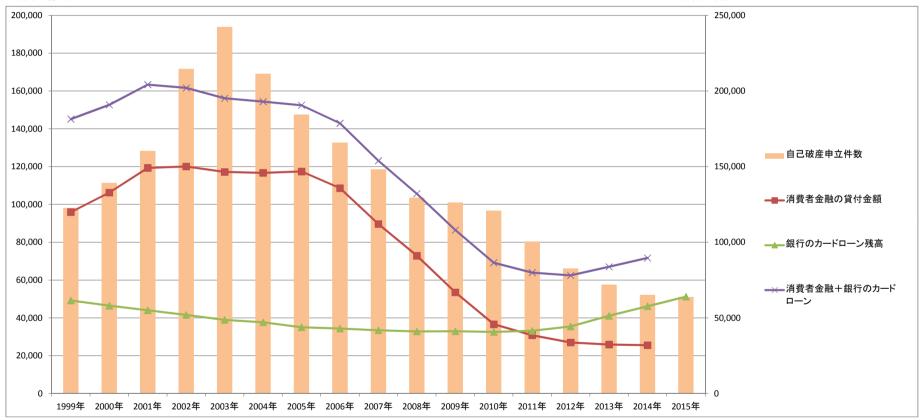
- ・ファクシミリの場合:FAX 03-3580-2896
- 郵送の場合 : 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 15 階
- ・電子メールの場合: E-mail: yamazakik@nichibenren.or.jp

破産件数と貸出残高(1999年~2015年)

(単位:億円)

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
自己破産申立件数	122,741	139,280	160,457	214,638	242,357	211,402	184,422	165,932	148,248	129,508	126,265	120,930	100,508	82,668	72,048	65,189	63,856
消費者金融の貸付金額	95,948	106,263	119,341	120,074	117,169	116,720	117,403	108,601	89,659	72,853	53,497	36,600	30,792	26,995	25,909	25,544	
銀行のカードローン残高	49,190	46,431	44,045	41,561	38,960	37,653	35,052	34,335	33,451	32,844	32,915	32,554	33,124	35,442	41,097	46,117	51,227
消費者金融+銀行のカードローン	145,138	152,694	163,386	161,635	156,129	154,373	152,455	142,936	123,110	105,697	86,412	69,154	63,916	62,437	67,006	71,661	

(単位:億円)



- ※ 出典:司法統計(裁判所)/貸金業関係資料集(金融庁)/貸出先別貸出金(日本銀行)
- ※ 自己破産申立件数は、該当年の年間合計数。消費者金融、銀行のカードローンについては、該当年度の年度末残高を記載(2014年であれば、2015.3.末時点)。

新里委員提出資料4

2016年12月13日 弁護士 新里 宏二

破産事件(地方裁判所) 新受事件 自然人自己破産

全地裁		平成2	24年			平成2	25年			平成2	26年			平成	27年			平成	28年	
	新受件 数	1月から の累計	前年同 月比	前年同 月累計 比	新受件数	1月から の累計	前年同 月比	前年同 月累計 比	新受件 数	1月から の累計	前年同 月比	前年同 月累計 比	新受件 数	1月から の累計	前年同 月比	前年同 月累計 比	新受件 数	1月から の累計	前年同 月比	前年同 月累計 比
1月	5,110	5,110	80.7%	80.7%	4,271	4,271	83.6%	83.6%	4,213	4,213	98.6%	98.6%	4,011	4,011	95.2%	95.2%	3,770	3,770	94.0%	94.0%
2月	7,165	12,275	82.3%	81.6%	5,871	10,142	81.9%	82.6%	4,970	9,183	84.7%	90.5%	4,895	8,906	98.5%	97.0%	5,200	8,970	106.2%	100.7%
3月	7,819	20,094	81.9%	81.7%	6,602	16,744	84.4%	83.3%	5,625	14,808	85.2%	88.4%	5,720	14,626	101.7%	98.8%	5,977	14,947	104.5%	102.2%
4月	7,064	27,158	76.3%	80.2%	6,562	23,306	92.9%	85.8%	5,837	20,645	89.0%	88.6%	5,837	20,463	100.0%	99.1%	5,819	20,766	99.7%	101.5%
5月	6,822	33,980	83.5%	80.9%	6,414	29,720	94.0%	87.5%	5,499	26,144	85.7%	88.0%	4,828	25,291	87.8%	96.7%	4,934	25,700	102.2%	101.6%
6月	7,312	41,292	76.9%	80.1%	6,166	35,886	84.3%	86.9%	5,704	31,848	92.5%	88.7%	5,706	30,997	100.0%	97.3%	5,817	31,517	101.9%	101.7%
7月	6,948	48,240	80.2%	80.1%	6,350	42,236	91.4%	87.6%	5,926	37,774	93.3%	89.4%	5,857	36,854	98.8%	97.6%	5,605	37,122	95.7%	100.7%
8月	6,634	54,874	81.0%	80.2%	5,817	48,053	87.7%	87.6%	5,315	43,089	91.4%	89.7%	4,834	41,688	91.0%	96.7%	5,230	42,352	108.2%	101.6%
9月	6,378	61,252	80.8%	80.3%	5,554	53,607	87.1%	87.5%	5,213	48,302	93.9%	90.1%	5,147	46,835	98.7%	97.0%	5,335	47,687	103.7%	101.8%
10月	7,025	68,277	89.5%	81.2%	6,254	59,861	89.0%	87.7%	5,974	54,276	95.5%	90.7%	5,787	52,622	96.9%	97.0%				
11月	7,048	75,325	90.6%	81.9%	5,847	65,708	83.0%	87.2%	4,898	59,174	83.8%	90.1%	4,937	57,559	100.8%	97.3%				
12月	7,342	82,667	85.5%	82.2%	6,340	72,048	86.4%	87.2%	6,015	65,189	94.9%	90.5%	6,285	63,844	104.5%	97.9%				
総計	82,667				72,048				65,189				63,844				47,687			

(注:最高裁判所HP 司法統計 月報(速報値)から)